

## 江田島市教育委員会会議録

平成26年1月20日（月）平成26年第1回教育委員会会議定例会を大柿分庁舎 301 会議室において開催しました。

### 1 開会及び閉会に関する事項

開会	午前	10時00分
閉会	午前	10時38分

### 2 出席委員

委員長職務代理者	樋上 美由紀
委員	坪木 一恵
委員	柳川 政憲
教育長	塚田 秀也

### 3 出席説明員

教育次長	横手 重男
学校教育課長	田中 祐二
生涯学習課長	小川 秀一
学校給食共同調理場 総括場長	小松 正博

### 4 事務局

学校教育課	
課長補佐	田原 留美子

### 5 傍聴人

なし

### 6 議事日程

- (1) 教育長報告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 議案第1号 江田島市社会教育委員条例の一部を改正する条例案について
- (4) 議案第2号 江田島市学校施設使用条例等の一部を改正する条例案について
- (5) その他

### 7 議事の概要

- 樋上委員長職務代理者

ただ今から第1回江田島市教育委員会会議定例会を開催します。

ただ今の出席委員は4名です。

定足数に達していますので、これからの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

○ 樋上委員長職務代理者

それでは、日程第1、「教育長報告」を行います。

○ 樋上委員長職務代理者

塚田教育長から、報告事項がありますのでこれを許します。

○ 塚田教育長

次のページをお開きください。「教育長報告」 (省略)

○ 樋上委員長職務代理者

以上で、教育長報告を終わります。

日程第2、本日の会議録署名委員の指名は、会議規則第17条の規定により、あらかじめ署名委員の順番を決めていますので、坪木委員にお願いします。

○ 樋上委員長職務代理者

日程第3、議案第1号「江田島市社会教育委員条例の一部を改正する条例案について」を議題とします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○ 塚田教育長

3ページをお開きください。

議案第1号「江田島市社会教育委員条例の一部を改正する条例案について」の提案理由の説明をします。

社会教育法（昭和24年法律第207号）の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年江田島市教育委員会規則第4号）第2条第3号の規定により、委員会の意見を求めるものです。内容につきましては、教育次長をして説明させます。

○ 横手教育次長

ただ今議題となっております議案第1号「江田島市社会教育委員条例の一部を改正する条例案について」の内容についてご説明します。

提案理由につきましては、先ほど教育長が説明しましたとおりです。

この度の改正は、平成25年6月14日、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革

の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）が公布され社会教育法（昭和24年法律第207号）の一部が改正された（第15条関係）ことによるものです。

これまで、社会教育委員の委嘱の基準について、社会教育法で定められていましたが、この度の一部改正により、市条例に委任されることとなったため、江田島市社会教育委員条例（平成16年江田島市条例第76号）の一部改正を行うものです。

4ページに「江田島市社会教育委員条例の一部を改正する条例案について」の改正条文をお示しております。

5ページの参考資料の新旧対照表でご説明しますのでご覧ください。

右側が現行、左側が改正案です。下線部分について改正するものです。

第1条の次に、国の基準を参酌し、「委嘱の基準」として、「第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、江田島市教育委員会が委嘱する。」を加え、第2条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第9条を第10条に改めるものです。

4ページにお戻りください。附則といたしまして、「江田島市社会教育委員条例」は、平成26年4月1日から施行するものです。

なお、参考として社会教育法の改正内容の抜粋したものを6ページに添付しております。以上で説明を終わります。

○ 樋上委員長職務代理者

ただ今の説明に対して、ご質問又はご意見はありませんか。

○ 樋上委員長職務代理者

それでは本件の審議を終わります。

採決に移ります。原案に対するご異議はありませんか。

○ 樋上委員長職務代理者

全員異議なしと認めました。

○ 樋上委員長職務代理者

日程第4、議案第2号「江田島市立学校施設使用条例等の一部を改正する条例案について」を議題とします

提出者からの提案理由の説明を求めます。

○ 塚田教育長

7ページをお開きください。

議案第2号「江田島市立学校施設使用条例等の一部を改正する条例案について」の提案

理由の説明をします。

消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年江田島市教育委員会規則第4号）第2条第3号の規定により、委員会の意見を求めるものです。内容につきましては、教育次長をして説明させます。

○ 横手教育次長

ただいま議題となっております議案第2号「江田島市立学校施設使用条例等の一部を改正する条例案について」の内容についてご説明します。

提案理由につきましては、先ほど教育長が説明しましたとおりです。

この度の改正は、消費税法（昭和63年法律第108号）が平成26年4月1日から5%から8%に引き上げられることに伴い、江田島市学校施設、公民館、教育集会所、スポーツセンター等体育施設等の教育委員会が所管しています施設の使用料の額を改正するものです。

8ページから11ページまで「江田島市立学校施設使用条例等の一部を改正する条例案について」の改正条文をお示しております。

12ページの参考資料の新旧対照表でご説明しますのでご覧ください。

右側が現行、左側が改正案です。下線部分について改正するものです。

現行の使用料については、備考欄にもありますように5%の消費税が含まれております。改正の使用料については、現行使用料を一旦割り戻して税抜額を算出し、当該額に8%乗じた額です。

この場合、10円未満の端数が生じた場合には、切り捨てております。

なお、土地を利用する場合の使用料については、現行と同様に端数処理をしておりません。

12ページに学校施設使用料を、13ページから15ページの上段まで公民館使用料を、15ページ教育集会所、大柿自然環境体験学習交流館使用料を、16ページから17ページまで体育施設、スポーツセンターの使用料を、17ページ下段から19ページにかけて運動公園の使用料の改正額をお示ししております。

10ページにお戻りください。附則といたしまして、「江田島市立学校施設使用条例等」は、平成26年4月1日から施行するものです。

経過措置としまして、この条例による改正後の江田島市立学校施設使用条例、江田島市公民館設置及び管理条例、江田島市教育集会所設置及び管理条例、大柿自然環境体験学習交流館設置及び管理条例、江田島市体育施設設置及び管理条例、江田島市スポーツセンター設置及び管理条例及び江田島市立公園設置及び管理条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料（使用料金を含む。以下同じ）について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例によるものです。

なお、今回の使用料に関する改正については、教育委員会の所管施設条例案7本を含

めて、江田島市で一括して26本の条例案を上程するものです。

参考として消費税率の引き上げに伴う教育委員会関係条例案等について、20ページに添付しております。以上で条例の一部改正案についての説明は終わります。

○ 樋上委員長職務代理者

ただ今の説明に対して、ご質問は又はご意見はございませんか。

○ 樋上委員長職務代理者

それでは本件の審議を終わります。

採決に移ります。原案に対するご異議はありませんか。

○ 樋上委員長職務代理者

全員異議なしと認めました。

「その他」

その他では、次の項目について報告等を行いました。

- (1) 学校経営計画と学校教育計画について・・・学校教育課
- (2) 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題について・・・学校教育課
- (3) いじめ防止対策推進法に定める組織について・・・学校教育課
- (4) 学校給食共同調理場の効果的な運用について・・・学校給食共同調理場
- (5) 平成26年江田島市成人式について・・・生涯学習課
- (6) 「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（仮称）（修正案）」について  
・・・学校教育課

次の教育委員会会議は2月17日（月）9時30分から開催します。

以上で閉会します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により、ここに署名する。

江田島市教育委員長職務代理者

署 名 委 員